

裁判員経験者の意見交換会議事概要

日 時 平成25年3月18日(月)午後1時30分から午後3時30分まで

場 所 釧路地方裁判所5階第1会議室

出席者 司会者 浜 秀 樹(釧路地方裁判所長)

法曹出席者 丸 山 哲 巳(釧路地方裁判所刑事部総括判事)

宮 本 直 記(釧路地方検察庁検事)

青 木 一 志(釧路弁護士会弁護士)

裁判員経験者 4人

報道機関出席者

釧路新聞

共同通信

N H K

時事通信

北海道新聞

H T B

合計6人

法曹三者の紹介及び挨拶

司会者(浜所長)

3月5日付けで釧路地方裁判所の所長になりました浜です。どうぞよろしくお願いします。それでは、この意見交換会に出席されました検察官、弁護士及び裁判官の方々から、それぞれ自己紹介をお願いします。

宮本検事

釧路地方検察庁から参りました検察官の宮本と申します。裁判員裁判が始まりまして、もう数年が経っておりますが、検察庁でもまだまだ努力して、わかりやすい裁判をすべく、日々検討しているところです。本日は、忌憚なく意見を頂戴して、それを検察庁へ持ち帰って検討したいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

青木弁護士

釧路弁護士会から参りました弁護士の青木です。どうぞよろしくお願いいたします。私自身、釧路地裁で行われた裁判員裁判は、3件担当させていただきました。

弁護士の場合は、横の情報交換ということは、あまり十分ではないかもしれませんが、事件によって弁護士の対応も違うと思いますので、今回の皆様の御意見を聞くことができる機会というのは、大変ありがたいと思っております。よろしくお願いいたします。

丸山判事

釧路地方裁判所の裁判官の丸山でございます。裁判員裁判の裁判長を務めさせていただいております。先週も1件やっていたわけですが、この2年間で23人くらいの被告人に対して、判決を言い渡しております。今日は、忌憚のない御意見を聞かせていただ

き、裁判所の運営などに、参考にさせていただきます。よろしくお願いいたします。

裁判員経験者の紹介

司会者

お忙しい中、この意見交換会に御出席いただいた裁判員経験者の皆様、本当にどうもありがとうございます。

さて、皆様について、参加された事件により御紹介いたします。この意見交換会では、皆様に番号でお呼びさせていただきますので、御了承ください。

1 番の方は、平成 2 4 年 1 1 月 2 9 日に判決がありました強盗致傷被告事件に参加された裁判員の方です。

2 番及び 3 番の方は、平成 2 4 年 1 2 月 2 1 日に判決がありました現住建造物等放火被告事件に参加された裁判員の方々です。

4 番の方は、平成 2 5 年 2 月 1 日に判決がありました傷害致死被告事件に参加された裁判員の方です。

皆様には、今後の裁判員裁判をさらによりよいものとするため、忌憚のない率直な御意見を伺いたいと考えますので、よろしくお願いいたします。

裁判員裁判に参加しての全般的な感想、印象について

司会者

皆様それぞれから裁判員裁判に参加された、御意見などを伺いたいと思います。

1 番

裁判員裁判の感想は、正直言って、皆さんもそうかもしれませんが、法律に関して無知なので、罪を犯した人に対して、何年だと私が判断して良いものなのか、悩みましたが……。とにかく難しかったです。

2 番

私自身、初めて裁判員裁判を経験しましたが、選ばれないだろうと思ってここに来て、実際に選ばれたので驚きました。選ばれたからには一生懸命やろうと思っていて、難しいことも多かったですが、自分自身にとっては有意義な時間が過ごすことができ良い勉強になったと思っています。

3 番

皆さん、こんにちは。よろしくお願いいたします。自分の率直な意見として、裁判員制度ができたことに対して、自分が実際に裁判員裁判を経験してみると、このような制度は積み重ねることによって良いものになっていくのだなと思っています。最初、裁判員に選ばれた時は、司直の指導に左右されていくと思っていました。私のような法で守られている一般の人間でも、評議の場において、結果的には、判決に裁判員の意見を入れていただいたのかなと思っています。私は、これまで裁判所には来たこともありません。学校などの研修において行ったことはありましたが、まさか自分がこのような立場にな

るとは思っていませんでした。裁判員裁判を経験して、これまで朝、流し読みをしていた裁判員裁判の記事が掲載されている新聞を詳しく見るようになりましたので、自分も変わったのかなと思います。皆さんも言っていましたが、この年齢になって良い経験をさせてもらったというのが率直な感想です。

4 番

私は、テレビドラマの法廷ものやサスペンスものは全く見ません。また、初歩的な知識もなく、人を裁くとか裁判をすることに疎い人生を送ってきました。裁判員制度が始まったとき、その方面の最高学歴を経た、いわゆるエリートというか、その道のプロが仕事として担うべきであり、一般の人が裁判に参加するのはとんでもないと正直思っていて、一方で、裁判員になるはずもないだろうと、裁判員制度に賛成でもなく反対でもない傍観者的な立場でいました。

裁判所からの通知は、そんな私にふってわいたような知らせで、そのときは、まさか自分が裁判員の席に座るとは思っていませんでした。

結局、断る理由のないままに、選任期日に来たら、6人の中に選ばれました。長い人生、最初で最後の大変貴重な経験ということで、終わった後は、今までの人生の中で経験したことがなかった良い経験をした気持ちで帰ることができました。

今日は、大変ドキドキしていますけれども、私が経験した4日間の中で色々感じたことをお話しできたらと思っています。

裁判員経験者の事件の概要について

司会者

皆様が参加された事件について、簡単に概要を御紹介いたします。丸山判事お願いします。

丸山判事

まず、1番の方が参加された強盗致傷被告事件の概要を説明します。この事件は、被告人が、サラ金やヤミ金などからの借金を重ねていたところ、ヤミ金からの督促を止めることを請け負う人物への手数料を支払うために、高齢の女性から金品を強奪しようとして、高齢である被害者の女性に対し、暴行を加えて手提げバックと現金を奪い、全治4か月以上の傷害を負わせた事件です。選任手続を含めて、3日間審理されました。自白事件で、被告人の母親が証人として出廷しました。

次に、2番及び3番の方々が参加された現住建造物等放火被告事件の概要を説明します。この事件は、被告人が、自分が住んでいた障害者自立支援施設に放火した事件です。選任手続を含めて、4日間審理されました。被告人は、障害があり、点火した際に、その火が建物の壁などに燃え移る可能性があることを認識していたか否かが争点となって、故意が争われた否認事件で、捜査段階の精神鑑定医や被告人の交際相手が証人として出廷しました。

最後に、4番の方が参加された傷害致死被告事件の概要を説明します。この事件は、

被告人が、日頃から恨んでいた父親に対して、顔面を手拳で殴ったり、足で蹴ったりするなどの暴行を加え、肋骨骨折などの傷害を負わせた結果、同人を死亡させた事件です。選任手続を含め、4日間にわたって審理されました。自白事件でしたが、母親を守りたいとして行ったものであると被告人が主張を行い、母親や姉が証人として出廷しました。

選任手続について

司会者

皆様が参加された事件は、このような事件ですが、まず、選任手続の点から御意見をいただきたいと思います。

丸山判事

釧路地方裁判所は、全国で一番管轄の面積が広く、できるだけ多くの方が朝家を出て来て、裁判員に選任されなかった方々がその日のうちに帰ることができるように、選任手続を午後に行っています。この点についての御意見を伺いたいのですが、例えば、午前中に選任手続をすることによって、公判日程が1日短くなるというのであれば、そういう扱いの方が良いのか、また、金曜日に選任手続を行い、週末を挟んで、月曜日から公判手続を始めるという扱いの方が良いのかという点です。よろしくお願いします。

4番

私自身が住んでいる町は、釧路市に近いので良いですが、帯広市などの十勝方面や網走市方面などに住んでいる方は、朝に出発しなければならないので、大変な状況だと思います。

昨年行われた意見交換会の議事概要を読んでもと、いろいろな意見がありますが、一長一短で一つの意見には決められないと思います。ただ、私が参加した裁判員裁判は1月だったので、通っている方もいましたが、吹雪になったら怖いと思いました。冬の裁判員裁判は怖いと感じています。

3番

私は、オホーツク管内に居住しています。職場においては、職務専念義務を解除できる制度があるので、日程については何とかかなと思います。交通機関は、「JR釧網線」がありますが、私が居住するところからは、ちょうど良い出発便に合わせることができません。職務の関係では、勤務が終わらないと来ることができないとか、災害が発生した場合は来ることができないとか、いろいろありますので、今回私が参加した事件は、たまたま運が良かったのかなと思います。

選任手続の日程については、釧路管内は全国で一番面積が広いので、振り分けられたとしても、一方が近くなれば、遠くなるところもあります。私は、車が運転できる年齢だったので、今が一番良かったのかなと思います。

2番

午後に選任手続をするのはもちろん構いませんが、午前中に選任手続を行うこともありだと思っています。根室市から来ていますので、釧路市まで2時間くらいかかります

が、午後に選任手続をして、選任されなかった場合は、また帰らなければならないので、距離が長いというのは一つの大きな問題だと思います。

午後に選任手続をして、すぐ公判が始まると、手続がどんどん進行していくので、午前中に選任手続をして、頭を整理してから、午後の公判に臨むのも良いのではないかと思います。

距離的な問題は仕方がないと思います。裁判員裁判のような大きな事件を釧路市で行うのは仕方がないと思いますが、その中でどのようにするかを考えると、午前中に選任手続を行うこともありなのかなと思います。

1 番

私は釧路市なので、距離の問題は全くないのですけれども、広い管轄を有している点については、国の方で何とかならないのかなと思います。

審理について

司会者

検察官や弁護人は、それぞれの主張を分かりやすくコンパクトな書面にまとめるなどして、分かりやすい主張を行うよう努めていました。双方の主張の点について御意見をお伺いしたいと思います。いかがでしたでしょうか。

1 番

正直言って、主張が分かりやすいというよりも、私が参加した事件は、被告人も自白しているので、そのとおりなのかなという感想しかありません。

2 番

検察官、弁護人双方分かりやすい書面だったと思いますが、検察官はプリントもカラーの部分があったり、図面も建物見取図とかある程度細かく書かれていましたので、どちらかという、弁護人よりも検察官の書面の方が分かりやすかったです。

3 番

2 番の方と同じです。形式面や内容面と言うことになるかと思いますが、検察官は、スクリーンを使用していたとか、色分けをした書面であるとか、自分たちにとっては分かりやすかったです。補足の説明も理解しやすかったです。

4 番

今回、私がこの意見交換会に参加するにあたり、一緒に参加した他の裁判員の気持ちも代弁しなければいけないと思っていますので、評議室に戻ってみんなと話をしたときのことを思い出して話そうと思っています。

検察官の方が書面にしてみても、とても見やすくよく伝わるという話がありました。一方、弁護人の方は、「国選」と表現していた方もいましたが、本当に被告人を助ける気持ちがあるのかなと強い口調で話す方もいました。私もそう思っています。もっと迫力がほしいとか、もっと強い部分がほしかったと感じました。

被告人とのやりとりの中で、検察官が知らなかったことを被告人が話したことがあっ

て、検察官が「どうして取調べの中で話さなかったのか。」と言ったら、被告人が「そのときは言いたくなかった。」と言っていたことが2回くらいありました。私はそのときのやり取りがずっと頭に残っていて、検察官の取調べはやりすぎというか、ああいうことがあると、被告人が自白を翻すことにもなりかねないのではないかと考えていて、検察官の取調べは相当厳しいだろうなあと思いました。

司会者

今、検察官や弁護人の主張が分かりやすかったかという点で皆様にお聞きしましたが、検察官や弁護人の立場からこの点で何か補足してみたいというのがありますか。

宮本検事

私が関わったものばかりではないので、何ともいえませんが、検察官としては、皆さんにどう証拠をお見せするかを考え、書面では時系列を多用するようにしています。しかし、私もそうですが、一度読んで頭に残る部分と残らない部分があって、人によっては受け取り方が違うので、この点について、こうすれば分かりやすかったという御意見があれば、聞かせていただきたいと思います。

取調べについては、検察庁では、最近、録音録画するようになっていて、私が見た限りでは、4番の方が参加した事件では、やりすぎというよりは、ああいうパーソナリティーの方なのかなというのが感想です。

青木弁護士

弁護人の立場からお話をさせていただきますと、書面の分かりやすさに差があるというのは、自分自身が経験していても感じているところです。いわゆる「パワーポイント」を使用する検察官や弁護人もいるかと思いますが、個々の個性というか私を含めてソフト自体を十分に使いこなせていないという問題もあるかと思っています。若干アナログではありますが、そういった技術的というか、知識不足な部分があっても、できるだけ簡略的な形でやっているというのが現状かと思っています。

先ほど、迫力の点についてのお話がありましたが、個性の問題だと思います。国選だからといって、力を抜くというのは基本的にはないと思いますので、御理解願いたいと思います。

丸山判事

何件も裁判員裁判を経験している立場からすると、検察官の方は、組織的にノウハウの蓄積ができていていると思います。弁護人の方は、個性によってだいぶ違うと思います。アンケートの結果でも様々です。何らかの形でノウハウを共有することについて、場合によっては弁護士会で検討しても良いのかなと思います。

証拠調べについて

司会者

次に、証拠調べの点についてはいかがでしたでしょうか。証拠には書面によるものと、証人によるものがあったかと思っています。審理における分かりやすさについてお伺いした

いのですが、この点について、丸山判事の方から補足をお願いします。

丸山判事

具体的な事件に即した形でお伺いした方が良いと思いますので紹介させていただきま
すと、2番及び3番の方々が参加した事件では、被告人の精神鑑定を行った医師と被告
人の交際相手が証人として出廷しました。被告人の精神状態という専門的な事柄につ
いて、イメージがつかないかもしれませんが、従来のような書面を読み上げる方法が良い
のか、専門家の方に出廷していただいております方が良いのか、分かりやすさの点に
ついてお伺いしたいと思います。2番及び3番の方々がいかがでしたでしょうか。

3番

精神鑑定を行った医師を見て、すごく緊張していたと感じました。被告人の交際相手
も緊張していたと思います。二人の様子を見ていて、証言を素直に受け入れることがで
きたと思います。証拠調べにおいては、ああいった直接話を聞く形にしかならないだろ
うなと思います。

2番

私の意見としては、証人に来てもらって説明した方が分かりやすいと思います。書面
を見せられて、鑑定結果を読んだだけでは頭に入ってこないもので、実際に話をしてもら
った方が良いのではないかと思います。被告人の交際相手も直接話してもらった方が、
裁判員からみれば分かりやすいと思います。

丸山判事

4番の方が参加した事件では、被告人の母親及び姉が証人として出廷しました。やは
り同じように証人に話を聞いた方が良いのか、それとも書面を読み上げた方が良いのか、
さらには、仮に、被害者の方が生きているような事件だと、被害者の方にも証言しても
らった方が事件を理解する上で分かりやすかったかという点において、4番の方がい
かがでしたでしょうか。

4番

せつないですけど、被告人を映像でも見ることで、話もそれほど難しい言葉を使
っていなかったのも、理解しやすかったと思います。お母さんやお姉さんの話も、生
の言葉で聞くことができて、参考になるというか、良かったと思います。

丸山判事

1番の方が参加した事件は、弁護人の情状証人として、被告人の母親が出廷しました。
一方で、関係者として強盗致傷の被害者の方もいましたが、年配であるということと怪
我をしているということから、出廷することは難しかったですが、もしも、条件が揃え
ば、被害者の方にも出廷してもらった方が分かりやすかったかという点において、1番
の方がいかがでしたでしょうか。

1番

被害者の方は命に別状はなかったということですが、それ以上の苦しみがあったのか
聞いてみたかったです。被告人の母親の話はよく分かりませんでした。

評議について

司会者

評議についてお伺いします。評議の中味については、ここで話しいただくことはできませんが、それぞれの皆様の御意見は、評議の中で十分お話しできたでしょうか。

1 番

私を感じたことについて、十分話をする事ができたと思います。

2 番

中には、意見を言い出しにくい方もいましたので、裁判官にソフトな感じで意見を引き出してもらえればと思いますが、自分自身としては、よく発言もしましたし、場も和んでいたと思います。

3 番

まさしくその通りだと思います。議論の充実度をみても和やかに進みましたが、評議の進行も押しつけられることなく良かったと思います。裁判長の進行の中で、みんなの意見を聞いてくれて、話しやすい雰囲気ができていましたので、釧路地裁の裁判員裁判における評議の在り方は申し分ないと思います。

4 番

高い学歴を持つ裁判官を前にして、限界があると思いながら参加しました。実際は、平等だと思うくらい話しやすい雰囲気で最後まで進みました。みんながすごい真剣に話をして重い雰囲気になったとき、裁判長がタイミング良く何度も休憩を取ってくれたのも良かったですし、二人の裁判官が裁判員の間に座ってくれたのも、ちょっとした気遣いとして良かったです。私のような年齢でも疲れることなく参加できました。

裁判長が何度も繰り返していたのは「罪を憎んで人を憎まず」という言葉です。本当にその通りだと思います。罪を犯したのは人間であって、その人間には育った環境や人間関係、これまでの人生があって、罪の背景事情を考えます。人が人を裁く、刑に処すという評議は重い任務だと思いました。被告人は若い20代の男性だったので、自分の息子や子どもたちと重なって、法廷でも何度も涙を拭いたけど、評議でも何度か胸が苦しくなりました。

裁判が終わって帰るときに、他の裁判員の皆さんの顔が良い表情だったので、大変貴重な時間を過ごすことができたと思いました。

丸山判事

重い事件になるのが裁判員裁判の事件なので、自白事件であっても厳しい判決になることもあるし、被害者がいる事件もあります。裁判員の方には重たいことをやっていただくことになるので、評議で意見を出しやすくするのは難しい面があり、日頃から一生懸命いろいろと取り組んでいるところですが、今後も引き続き工夫をしていきたいと考えています。

判決について

司会者

判決の要旨については、皆様も御覧になったと思います。参加された事件の判決としてまとめられたものを御覧になり、御感想はいかがでしたでしょうか。

4 番

判決要旨をみて感想はちょっと言えませんが、私が参加した事件では6年という刑になりました。裁判が終わってから1か月半くらい過ぎた今でも、私自身は納得していません。いま現在に至っています。

例えば、5年と6年の違いがよく分かりません。罪を償うために一定期間刑務所に行くのは必要ですが、長くいた方が再犯を犯さないと考えられないというか、6年と7年の違いはどうかと考えてしまい、そういう意味では刑を決めるのは難しいと思いました。

一種の責任逃れかもしれませんが、裁判員の皆さんがこれ以上の話し合いはいいというところまで話し合いをして、評議が終わったら、最終的に裁判官の中で刑を決めてはどうかと思いました。

今回、私は、刑を決めるとき、その場から逃げ出したいというか、震えました。二度とこのような経験はしたくないと心底思いましたけど、法廷で判決を言い渡す丸山裁判長はどんなに苦しいことかとも思いました。その後、判決について、新聞を詳しく読むようになりましたが、数字を見る度、何か堪られないものを感じます。

3 番

最終的な判決は、裁判長を含め、裁判官、裁判員全員の意見がまとまった判決だと思います。裁判長が判決を読み上げた後、達成感がありました。また、判決には書かれていない部分で、被告人やその近所の方に対する気遣いの言葉が素晴らしかったと思います。

2 番

判決要旨については、よく評議した結果そのままだったので、何も言うことはありません。3番の方が言った通り、裁判長が判決を読み上げた後、達成感がありました。裁判長は、どんな事件でも判決を読み上げる時は緊張すると言っていました。その通りです。大変だと思います。今回の判決は、私達の色々な意見が存分に反映されていて、ベストな判決だったので、達成感でいっぱいでした。

1 番

妥当な判決だと思います。ただ、我々素人が入って一緒に話し合いましたが、4番の方が言った通り、刑は裁判長に決めてほしいと思います。悪いことをしたのは間違いないけど、あなたは何年と自分が決めていいのかと思います。

丸山判事

裁判員裁判は一般の方の感覚を反映させることを目的としていますが、裁判員の方には刑も決めていただくので、量刑の感覚は難しい面もあるかと思います。我々としても、皆さんが意見を言いやすくするよう、いろいろ研究しながら、深めていきたいと

思います。

守秘義務について

司会者

皆様には、それぞれの事件に参加されたことで、評議の内容や事件記録上に表れた個人情報などについて守秘義務があることとなります。この点について、御感想や御意見はありますか。

1 番

守秘義務については、私は何も差し支えがありませんので、考えていませんでした。

2 番

評議の内容とか難しいと思います。私も裁判が終わった翌日に職場に戻ったら、いろいろ聞かれました。当たり障りのないことを言いましたが、お酒の席など気をつけていきたいと思います。今後のために、裁判員裁判がどのようなものかというのは伝えていきたいと思います。

3 番

職業柄、守秘義務は当たり前のことなので、心配していません。私の職場では検察審査員の経験者が1名います。裁判員は私が初めてでした。職場内では事件のことを聞かれることもないし、区別もついています。もしも、このような経験をする人が身近に出たら、良い経験になるということは伝えていきたいと思います。

4 番

私は、夫と二人暮らしですし、近所にもあまり人が住んでいないので、話すこともありませんし、守秘義務は当然のことだと思います。新聞に掲載していることしか話さないことを徹底しています。

改善すべき点について

司会者

皆さんが裁判員裁判を経験されて、何か改善すべき点があれば御意見をお伺いしたいと思います。

4 番

裁判員に選任されて、困ったり悩んだりする暇もなく、裁判長の後ろをついて歩き、法壇に座って、被告人と正面に向かい合って、二、三日過ごすことになりますが、私の場合、被告人が住んでいるところと近郊の町なので、被告人の一挙一動を見ることも大事だけど、被告人やその家族と一般の人が対面するのはどうなのかなと思います。例えば、モニターを通して行うのが良いと思います。

3 番

網走市にも裁判所があるので、選任手続だけでもそういうところできないかなと思います。中身については、特に思いつきません。

2 番

裁判所の方は、きめ細かく対応してくれるので、そういうところは問題がありません。選任手続においては、移動する距離は、天気によって不利になるし、負担が大きいので、帯広市、網走市、北見市、根室市辺りでやってもらえると助かります。遠い人にもやさしい裁判員裁判ができれば良いと思います。

1 番

中身については、どう改善して良いか分かりませんが、ある程度年数が経過したら、裁判員制度が良いのか悪いのかを国民投票、もしくはアンケートを実施してほしいと思います。

丸山判事

裁判員裁判を運営していく上で、法律や規則で定められていることは、そのとおりやっていくしかありませんが、運用の点で改善すべき点があれば改善していきたいと思います。

これから裁判員となられる方へのメッセージ

司会者

最後に、御出席いただいた裁判員経験者の皆様から、これから裁判員となられる方へのメッセージをいただきたいと思います。

1 番

無責任な言い方をしますが、裁判が始まったら、自分の感情を入れないことと裁判員に選ばれるのは一生に一度しかないので、チャレンジした方が良いと思います。自分は嫌ですが。

2 番

私は、有意義な時間を過ごすことができましたし、思い通りの判決になったので良かったです。裁判員に選ばれた以上はやるしかないもので、恐れることはありません。裁判所の方は良い方ばかりなので大丈夫です。どんどん皆さんに経験してほしいです。

3 番

私も同じです。今後選任される方は、この制度がある限りは、負のことを考えたら何もできないと思います。きっと、自分の意見を反映させることができると思います。自分よりも年上だったり、年下だったり、女性もそうですが、いろいろな人生経験を積んだ中での意見を聞くことができるし、自分にとって良い経験をしたので、悔いのない一つの人生の中で良い経験ができるということを広めていきたいです。

4 番

世の中のすべての事件がそうであるように、なぜ、こうなる前になんとかできなかったのかと胸が苦しくなります。裁判員になって楽しいということはありませんし、他のことだったら、終わった後に、連絡先を交換するなどのつながりがありますが、裁判員裁判に限っては、これで終わりです。そういうことでは、辛い思いをしながら参加して

終わるけれども、それまでにない人生経験ができるということでは、裁判員に選ばれたら参加した方が良し、きっとプラスになると言いたいです。大きな意義があると思います。裁判長や裁判官の方々にはなかった私達年配の者しか経験していなかったことを、こういう場でちょっとでも語って、汲んでもらえれば良いことだと思いました。

法曹からの感想

司会者

参加された法曹三者から、お一人ずつ御感想を伺います。

宮本検事

弁護士も検事も皆さんと直接話す機会がなくて、皆さんの御苦労や思いを直接聞くことができて、大変参考になりました。ありがとうございます。検察庁に持ち帰って、各事件の担当検事に皆さんの気持ちを伝えて、皆さんの意見を踏まえたより良い裁判員裁判ができるよう努力して参ります。

青木弁護士

本日はありがとうございました。弁護士として、これまでの話の中で、検察官と比較して分かりづらいという意見はいただいております、御指摘いただきました通り、情報交換を密にして、裁判員の皆さんに分かりやすい話をさせていただかなければならないことを切に痛感させられました。これから持ち帰って、そうした対応ができるように努力していきたいと思います。ありがとうございました。

丸山判事

今日は貴重な意見をありがとうございました。意見交換会を開催するのは、昨年4月以来2回目です。裁判所としても、いただいた意見は貴重ですし、私自身もより良くなっていきたいと心から思いますので、参考にさせていただき、裁判所の中の議論においても素材にさせていただければと思います。今日は本当にありがとうございました。

司会者

本日は、皆様から貴重な御意見をいただきまして本当にありがとうございました。いただいた御意見をもとに、今後も、裁判員裁判をより分かりやすく、適切に運営できますよう、釧路地方裁判所をはじめとして、法曹三者において協力し、努力して参ります。本日はどうもありがとうございました。

記者からの質問

時事通信

今日お越しいただきました裁判員経験者の皆様に参加された事件は、それなりに被害も大きかったので、やはりやりがいがあったと思われる方、1番以外の方は思っていないのかと思いますけれども、実際は、余程専門的な知識がないと理解できないような特殊な犯罪でなければ、起訴されたときの罪名が一番重い刑になる場合に、死刑又は無期懲役があり得る犯罪全部が裁判員裁判の対象になるようになっています。具体的に、

例えば、お店で少額の何百円、何千円のを万引きして、警備員に見つかって捕まったときに1週間程度怪我を負わせただけでも強盗致傷として、裁判員裁判の対象になりますし、釧路地裁でもありましたが、家のカラーコピー機でお札を何百枚もコピーして、その中から程度の良いものを使ってコンビニでタバコを買って、釣り銭をもらったら、偽造通貨行使として裁判員裁判の対象になりますので、一見大したことのないような事件であっても裁判員裁判になって、どんなに遠くても釧路市まで来なければならないという状況にあります。

裁判員経験者の皆様が参加された事件は、国民の平均的な意思を司法に反映させるという目的である裁判員裁判に相応しい裁判だったのでしょうか。

3 番

自分としては、良い経験をしたという達成感でいっぱいです。今でもそうです。裁判長が判決を読み上げた時に、被告人が今後、どのように暮らしていくのか心配しています。自分のように思う方もいれば、そう思わない方もいるので、これは仕方がないことだと思っていますが、判決にもあるように、被告人は今後更生してほしいと思います。今もそう思います。

2 番

3 番の方と同じ事件に参加しました。この事件は、裁判員裁判によって裁かれても仕方がないような重大な事件だと思うので、その点は良かったと思います。判決を出したときは達成感というものもあったので、これも良かったです。万引きとかちょっとしたことであったとしても、事件は事件なので、裁判員に選ばれたからにはやるしかないと思います。もちろん、大きい事件も小さい事件もありますから、今の法律がそうなっている以上は、選ばれたらやるしかないし、これから選ばれる人もやらなければならないと思います。大変なことだと思うけど、事件は事件なので変わりはないし、大きな差はないと思います。

4 番

何を言って良いか分かりませんが、私も被告人の顔が浮かびます。被告人には、ぜひ、きちんと刑期を務めていただいて、繰り返さないでほしいと願っています。被告人だけではなく、日本中の若者に対してそう思います。悲惨な事件のニュースを見る度に思います。

共同通信

ニュースなどで時々、一審の裁判員裁判の判決が二審の高等裁判所で覆るとか、量刑が大幅に変わるとか、そういったことが報じられることがあります。もちろん珍しいから我々が報道するのであって、件数的にはそんなに多くはないと思いますが、そういった報道を御覧になったときに、裁判員裁判に参加された皆様にとって何か感想とかありますでしょうか。

1 番

私達は素人です。私が参加した事件は、刑が決まって、控訴もしなかったもので、すん

なり確定したのですが、もし控訴されてもそれ以上のことは分かりません。

共同通信

いろいろ納得ずくの結果ですとおっしゃっていますが、仮に、1番の方が参加された裁判員裁判の判決が二審で覆ったとしても、特に不満とかはないということでしょうか。

1番

不満はありません。当然そうだと思います。

2番

1番の方と同じで、私が参加した事件がその後どうなったのかは分かりませんが、もし、仮に控訴されて、もう1回裁判をやって、その結果が変わるようなことがあったとしても、こればかりはしょうがないと思います。私達よりも遥か雲の上の方が上級審で裁判をして裁くわけだから、その判決がベストなので、それはそれでいいと思います。ただ、私達が出した判決は、そのときにおいてはベストだったかなという自信はあります。

3番

私も2番の方と同じです。私は、評議の場で結構発言したので、仮に、二審で判決が覆ったとしても、自分が参加したそのときにベストを尽くせば良いと思っているので、その後は司法のプロがやることなので、そこで区切りを付けざるを得ないのではないかと思います。

共同通信

最終的な判決がどうなるかよりも、審理の中できっちり自分の考えを言うことができれば、それで満足ということでしょうか。

3番

そう思います。自分が参加したときに、自分の考えがきっちり出せれば、それ以上のことは望むことができないので、私はそれで良いと思っています。

4番

これは誰にも言っていないことですが、裁判が終わった翌日には、私達が出した判決のことが新聞に掲載されていました。その後も、被告人が判決に対して不服で控訴をしていないか心配になりました。もしも、被告人が何で6年に決まったんだということで、納得できなくて、不満を募らせて、恨まれたらどうなるんだろうと思って、新聞を隅から隅まで読みました。控訴がないなと思ったとき、ホッとしました。

私自身は、守秘義務で詳しいことは言えませんが、本当にあの数で良かったのかというのは、先ほども言いましたが、今でも悩んでいます。

丸山判事

皆さんが参加された事件は、いずれも控訴がなく確定しています。

H T B

次の3点について、お伺いします。

- 1 釧路地裁までどういった交通手段で通っていらっしまったのか。
- 2 他の裁判員経験者同士で交流したいと思ったことはありますか、または、実際に交流していることなどがありますか。
- 3 例えば、事後にでも、参加した事件の控訴の有無について教えてほしいという思いはありますか。

4 番

1 番目の質問について、今日は車で来ました。裁判員裁判の時は、雪だったので、JRで来ました。ずっと通っていましたが、疲れて眠れないなと思った時、ホテルに1泊しました。

2 番目の質問について、ホテルの泊まった時に一人だったので、他の裁判員の方と食事でもしたいと思いましたが、会ってしまうと裁判員裁判の話になってしまい、怖いので、食事をしたらいけないと思いました。その後も他の裁判員経験者と交流はしていませんし、住所も知りません。

3 番目の質問について、控訴の有無は教えてほしいです。

3 番

1 番目の質問について、今回も裁判員裁判の時も車で来ました。オホーツク管内です。

2 番目の質問について、他の裁判員経験者との交流は良いと思います。今日、2 番の方と数か月振りに会って、御苦労様という感じです。交流が今後どのようなになっていくかなとは思いますが、あの時こうだったよねという交流であれば良いと思います。裁判員裁判の時は、他の裁判員同士が同じホテルに泊まっていたということもなかったと思います。

3 番目の質問について、先程も言った通り、新聞等を今まで以上に目を凝らして見るようになったので、今のところは教えてもらわなくてもいいかなと思います。

2 番

1 番目の質問について、裁判員裁判の時は天気が悪くて、一人で来るのが不安だったので、行きは都市間バスで行って、帰りはJRで帰りました。今日は車で来ています。

2 番目の質問について、裁判員裁判が終わって交流がそれっきりだったので、3 番の方と会えて嬉しくなりました。個人的にはこの後も交流を持てた方が良いと思います。

3 番目の質問について、個人的には、被告人の今後が気になります。控訴があったのかなかったのか当たり障りのない範囲で教えてほしいと思います。

1 番

1 番目の質問について、地元なので車で来ています。

2 番目の質問について、特に意見はありません。

3 番目の質問について、新聞などで見て、これで決まったんだという感想しかありません。

時事通信

選任手続だけでも身近なところでやってほしいという意見がありますが、過去に行わ

れた意見交換会に参加された方の中には、小さなお子様がいらっしゃった方や毎日北見市から車で通っていた方もいたので、選任手続だけではなくて、支部で起こった事件の裁判員裁判も支部でやってくれないかという意見を持っていた方がいました。そういう意見がある一方で、4番の方がおっしゃったように、身近すぎる事件の審理はできればしたくないという意見もあるんですけれども、例えば、自分が居住する市町村の近隣の所は除いてもらった方がより良いのではないかとか、裁判員裁判自体を支部で実施した方が参加しやすいとか、その辺りの御意見があれば、お聞かせいただけないでしょうか。

3 番

私の住んでいるところはオホーツク管内で、網走市に支部がありますので、そこで選任手続をやってほしいという考えはあります。ただし、裁判については、もしも、自分が裁判員に選ばれたら、身近すぎるので、そこで行うのはちょっと無理だと思います。いくら北海道は広いといっても、狭いところは狭いですからね。

2 番

選任手続以外に、裁判自体を近いところでもやってほしいというのは本音ですが、帯広とか北見であれば、ある程度大きな町なので良いかもしれませんが、根室は小さい町なので、現実的には無理かなと思います。身近で起きた事件を身近な裁判所でやるというのは、傍聴席から顔も見えますしね。オホーツクの町もそれぞれ遠いけど、小さい町でも、車で30分位はかかるので、遠い所で裁判を行うというのは、色々考えてもベストなのかなと思います。